

東京都立図書館協議会 第24期第3回定例会議事録

平成21年10月22日（木）

都立中央図書館4階 第2・3研修室

午後4時～午後6時分

出席者名簿

委員

(欠席者)

糸賀雅児委員	岡本真委員	池山世津子委員
栗原卯田子委員	齊藤一誠委員	小林麻実委員
田中久徳委員	千野信浩委員	野末俊比古委員
中島元彦委員	米澤誠委員	早川晃弘委員

都立図書館幹部職員

教育長次長都立中央図書館長事務取扱
管理部長 総務課長 企画経営課長
サービス部長 資料管理課長 情報サービス課長
多摩図書館長

教育庁

地域教育支援部長 社会教育施設係主任

事務局

企画経営係主任 企画経営係主事

配布資料

東京都立図書館協議会第24期第3回定例会次第

東京都立図書館幹部職員等名簿

第24期東京都立図書館協議会委員名簿

座席表

自己評価結果の御意見に対する取組み等について

マスコミ露出度新聞掲載

平成21年度 都立図書館ホームページ月別統計速報

トップページのユニークユーザー及びアクセス件数

第24期都立図書館協議会協議テーマ(案)

[国立国会図書館] 電子図書館の進捗状況について

デジタル情報を活用した都立図書館のサービスについて

これからの図書館像

デジタル時代の図書館と出版社・読者（国立国会図書館・長尾館長）

[新聞切り抜き・Web情報]

出版関係の統計

使ってみよう！オンラインデータベース

都立図書館で作成・運用しているデータベース

都立図書館の図書館システムと作成・運用しているデータベースの概略図

貴重画像データベース

第24期東京都立図書館協議会第3回定例会

平成21年10月22日（木）

午後4時開会

【中島議長】 本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから第24期第3回東京都立図書館協議会を開会いたします。

本日の議事に入ります前に、事務局から資料の確認と情報公開等について説明をお願いしたいと思います。

【企画経営課長】 改めまして、企画経営課長の高木です。よろしくお願いたします。

それでは、欠席のご連絡ですが、今日は、池山委員、小林委員、野末委員、早川委員からご欠席の連絡をいただいています。米澤委員は、30分ほど遅れるという連絡をいただいております。

それでは、資料の確認をさせていただきます。まず、資料一覧表のほうに書いてありますが、資料自体は1から10です。一覧表を1枚あけていただくと、次第がございます。番号を振ってございませませんが、これが資料1になります。それから、資料2として図書館の幹部職員の名簿。資料3として協議会委員の名簿。資料4として座席表。資料5として自己評価結果のご意見に対する取り組み等についてを、ホチキス留めで3枚つづりになっております。その関連の資料で、資料6がまたホチキス留めになっております。資料7は、アクセス数というふうに書かれております。資料8については、今回の会の協議テーマの資料でございます。資料9が、国立国会図書館の電子図書館の進捗状況についてでございます。資料10が、「デジタル情報を活用した都立図書館のサービスについて」という資料になっております。

それから、参考資料といたしまして、「これからの図書館像」が参考資料1、「デジタル時代の図書館と出版社・読者」、これが参考資料2になっております。参考資料3として、新聞の切り抜きとウェブ情報の一覧と、グーグルのインターネットの写しです。参考資料4として、統計資料も入っています。参考資料5が「使ってみよう！オンラインデータベース」、参考資料6が「都立図書館で作成・運用しているデータベース」、参考資料7がデータベースの概略図、参考資料8が「貴重画像データベース」でございます。

それから、今月の10月31日から教育庁の事業として文化財ウィークが始まりまして、

それに図書館も参加しております。「江戸城にお能を見に行く！」というテーマのチラシを配付させていただきました。

あとは、別紙で日程表を座席に置いてございます。

資料は以上でございますが、そのほかに、黄色いボックスについては常備資料として加えさせていただきましたので、後ほど適宜ご確認いただければと思います。

次に、この会の情報公開についてご説明申し上げます。当協議会につきましては、会議は原則として公開しております。会議の内容は、委員のお名前を付した議事録を作成して、都立図書館のホームページ等により公開いたします。

本日の傍聴者は1名でございます。よろしく願いいたします。

なお、第2回定例会で、岡本委員から、傍聴について2件改善したほうがよいのではないかとご意見をいただきました。1点目は、メール等での事前受け付けをしたほうがよいのではないかとご意見をいただきましたが、今回よりメール及び電話での事前受け付けを実施いたしました。2点目は、これまで傍聴席の方に椅子のみのご用意でしたが、机も出したほうがよいのではないかとご意見をいただきまして、この点についても改善させていただきました。ご意見ありがとうございました。

【中島議長】 それでは、次に進みたいと思います。

このほかに、事務局から何点か連絡事項が事前にあるようですので、この会議次第に沿って説明をお願いしたいと思います。

【企画経営課長】 それでは、会議次第に沿って説明させていただきます。

まず初めに、都立中央図書館長が、人事異動により7月16日付けで交代いたしました。新館長の松田より一言ごあいさつ申し上げます。

【中央図書館長】 7月16日付けで都立中央図書館長を拝命いたしました、松田芳和と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

皆様には、大変お忙しい中この図書館協議会委員にご就任いただき、また、本日もご出席いただきまして、本当にありがとうございます。

この間、図書館協議会では大変多岐にわたってさまざまなご議論をいただき、ご提言をいただいております。本当に私ども、感謝しております。前回の定例会の議事録も、私、読ませていただきましたが、想像以上に多様な観点からご意見をいただき、感服した次第でございます。後ほど、そのご意見については、現在の取り組み状況や考え方についてご報告させていただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、都立図書館の今後を考えていく場合には、やはり利用者の目線に立った物の見方、あるいは都民の方々の見方というものが大変重要だと思っております。私ども図書館の職員の側からの改革だけではやはり不十分だと考えておりますので、そういった意味で、いわゆる外部の方々のご意見、評価、あるいは、この専門的な方々のご意見というのは非常に貴重なものであると考えております。

今後とも、私ども、私を先頭に図書館の改革に努めてまいり所存でございますので、どうか引き続き、よろしくご指導のほどお願いいたします。

簡単ではございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

【企画経営課長】 続きまして、教育庁の幹部職員も7月に異動がございまして、ご紹介したいと思います。松山英幸地域教育支援部長でございます。

【地域教育支援部長】 松山でございます。教育庁の中で、本庁業務といたしまして、議会对応、教育委員会对応、また予算要求等をさせていただいております。陰ながら図書館を支援させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【企画経営課長】 資料2に新しい幹部職員の名簿がございますので、ご覧いただければと思います。

次に、次第の3番目でございます。協議会委員の辞任についてと、4の協議会委員の就任についてご連絡させていただきます。

まず、辞任についてでございますけれども、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター長の馬場祐次朗委員が、8月1日付けで国立大学法人奈良女子大学の理事・事務局長に異動いたしました。これに伴って辞任届が提出されました。

そして、新委員の就任でございますけれども、馬場委員にかわって、新たに国立国会図書館総務部企画課電子情報企画室長の田中久徳様をお迎えすることになりました。田中様には簡単なごあいさつをちょうだいしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【田中委員】 国会図書館の田中でございます。今、総務部企画課の電子情報企画室というところにおります。国会図書館のインターネットを通じたサービス、資料の電子化とかデジタル化を担当しております。この協議会の中でどのようなことができるかわからないんですが、いろいろ勉強させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

【企画経営課長】 田中委員、ありがとうございました。

委員の方の名簿につきましては、資料3、座席表を記した資料4でご確認いただければ
と思っております。

以上でございます。

【中島議長】 それでは、会議次第の5の「平成20年度自己評価への都立図書館協議
会委員の御意見とその取組み等について」に移ります。内容につきまして、事務局から説
明をお願いします。

【企画経営課長】 それでは、資料5の自己評価結果のご意見に対する取組み等につ
いてご説明させていただきます。

確認のため、資料5をご覧くださいと思います。昨年度初めて自己評価を実施し、
第2回定例会において、委員の皆様には貴重なご意見をちょうだいいたしました。まこと
にありがとうございます。改めまして感謝申し上げます。

さて、前回の意見をもとに、今後の当館の取組みについて、若干お時間をいただいて、
現在取り組んでいること、今後取り組んでいきたいと考えていることをお話しさせていた
だきたいと思っております。

まず、全体的なところで、「評価の方法について」というところでいろいろご意見いただ
きました。例えば、2番目にありますが、解釈を入れたほうが評価結果を読み取りやすい
のではないかというご意見をいただきました。今後については、ご指摘の点を踏まえてわ
かりやすい記載になるように工夫していきたいと思っております。

それから、タイムリーな企画展でございますけれども、1番目の3行目あたり、資料展
示については近隣の大学とのコラボレーションで補うことも可能ではないかというご意見
をいただきました。私ども、いろいろなところで連携して展示会を実施しているところ
でございますけれども、この提言を参考に、今後ともより魅力のあるテーマ、内容、展示方
法等を検討して実施してまいりたいと思っております。

あと、マスコミ度のところで、メディアの内訳を示すべきである、また、評価に際して
他の施設の数値を用いて比較できたほうがよいという点ですが、私どもとしては、他機関
との比較については可能な限り調査していきたいと思っております。

それで、資料6を見ていただけますでしょうか。これは、去年の4月1日から今年の3
月31日までに新聞に掲載されたものをマスコミ度ということでまとめました。グラフに
ついては、都と区と市と、どのぐらいの回数、割合で新聞に掲載されたかというものをま
とめました。一番上の円グラフを見ますと、6大紙で、都立は44回、44.4%。それか

ら、区は35回、35.3%。市町村については20回で20.2%となっております。

4ページは、この記事にどんなものが載っているかというのを一覧表にまとめました。ただ、これについては、1ページにも書いてありますが、都立図書館が独自に調査したもので、e-協力マガジンとって、区市町村へのお知らせをしているものがあるのですが、それに掲載した記事の見出しのうち、6大紙の記事のみを抽出して回数を出しておりますので、若干漏れがあるかもしれませんが、できる限り拾ってまいりました。

資料6の2ページ目を見ますと、去年については、東京都の大体17番目あたりまでが、企画展等々の記事が載っております。あと、大きなところでは、日比谷図書館の移管と、去年話題になった厚生労働省の名簿の記事が載っていました。区市町村については、それぞれ区によってばらばらなところがありますが、千代田区さんは、広報の戦略に長けていましたので、相当回数が多いという状況になってございます。市のほうは、大体2回、3回載っているという状況でございます。

続けて説明させていただきます。次に、資料5の裏面を見ていただきますと——全部説明していると時間がなくなりますので、「事業2 インターネットの活用①」のところで、2つ目のアクセス数の指標ということで、ユニークユーザーを計測した方が本質的ではないのかというご意見でございましたけれども、どういった指標が簡便に取得でき、かつ、アウトカムをあらわす数値になるのか検討していきたいと思っております。また、ユニークユーザーの数値を取得するには、実は仕様を書きかえる必要があるという、契約の問題もありますので、計測については検討していきたいと思っております。

資料7ですけれども、取得できる数値としてはどういうものかということで、ちょっととってみました。これが資料7「平成21年度 都立図書館ホームページ月別統計速報」ですが、トップページのユニークユーザー及びアクセス数になっています。アクセスのあったIPアドレス数を月別で取得してみました。同一IPアドレスから複数回数アクセスがあっても、同月数である場合には1回とカウントし、4月から9月がこういう数値でございます。

次に、事業3から5のところは飛ばさせていただきますけれども、事業6です。ワンストップ導入前と導入後で測定方法を統一して原因究明を図ってほしいというご意見がありました。ワンストップサービス導入前後で出納方式を大幅に変更したということもありますので、測定方法の統一にはちょっと困難がありますけれども、今後、経年的な調査を行っていききたいと思っております。

それから、4ページの「事業10 資料保存（資料保全）」ですけれども、全体的にこの点だけは視点が狭いですねというご意見で、貴重資料のデジタル化やマイクロ化といった指標もあってもよいということでした。貴重資料のデータ化は、順次進めているところですが、今後、適切な指標及び数値取得方法について検討して、今年度、できれば評価のほうに反映していきたいと思っております。

ちょっと省きましたが、こんなふうを考えているというところをご説明させていただきました。

【中島議長】 ありがとうございます。委員の皆様のご意見が都立図書館のサービス改善につながっていくように期待しております。委員の皆様、このほかにもご意見やご要望があるとは思いますが、今後の協議の中でご意見をちょうだいできればと思っております。

それでは、6の議事に入りたいと思います。議事は、今後の協議テーマの選択ということでございます。一応提案があるようでございますので、事務局から説明をお願いしたいと思います。

【企画経営課長】 資料8をご覧くださいませでしょうか。協議の仮のテーマでございますけれども、「(仮) デジタル時代の都立図書館像 ―図書館評価を踏まえて―」というテーマでご審議いただければと思っております。

テーマの背景といたしましては、都立図書館では、現在取り組んでいる「都立図書館改革の具体的方策」に基づく改革を効果的なものにするために、平成20年度実績から評価を導入いたしました。さきに実施した評価結果を踏まえて、図書館サービスの向上及び運営の改善策について協議し、提言いただければと思っております。

この背景ですけれども、日本のインターネット利用人口が9,000万人を超えるウェブ時代の到来は、図書館運営に変革を迫っている。特にグーグルのブックサーチや国立国会図書館のデジタル化への対応という流れは、出版界のみならず、図書館界にも大きなインパクトを与えているところでございます。雑誌の休廃刊、それから、加速する電子ジャーナル化、インターネット利用による検索の風靡、調査研究スタイルの変化、資料へのアクセスについてのデジタルデバイドの懸念に対する対応も、公共図書館、特に都道府県立図書館に期待されている使命でございます。

従来からの紙資料に限らず、電子的な媒体も活用してサービスを提供する電子図書館については、欧米の先進事例からも課題とされ、これまでも、都立図書館のみならず、各地

の公立図書館で意識的に取り組んでいるところではございますけれども、必ずしも成功しているとは言えない状況にあると思っております。今回の評価結果を踏まえて、より適切なサービスの充実が求められている。公共図書館を代表する都立図書館としても、このような動向に的確に対応して、発信していく必要があるだろうということが背景にございます。

特に、東京の特性としては、国立国会図書館をはじめ充実している区市町村立図書館、それから、大学図書館の一部開放や豊富な専門図書館など、知的資源が豊富である。都立図書館は、より多くの都民に対して、豊富な蔵書資料と課題解決に役立つ専門的な情報サービス、都内区市町村立図書館や関係機関との広域的・総合的な相互協力ネットワークを生かしたサービスを展開し、時代の状況に合致した広報戦略を立てて、積極的に情報発信することが不可欠になっていると思っております。

デジタル時代の図書館像という大きくくりなテーマにさせていただければ、前回、第1回定例会でご意見もあった、学校とか区市町村立の連携について、この中で取り扱うことができ、それぞれのご専門の委員の方からご意見がちょうだいできると考えております。あるいは、インターネットや電子情報の流通であれば、これもその専門の方々からご意見をちょうだいできると考えてございます。

続いて説明させていただきますが、めくっていただいて、2枚目にスケジュールが入っています。今年度から来年度にかけて、このテーマについてご意見を伺いたいと思っておりますが、第3回にテーマの現状把握、来年にもう一回やって、22年度につなげていきたいと思っております。

説明は以上でございます。

【中島議長】 今後の協議会の中で取り上げるテーマにつきまして、今、事務局のほうから、デジタル時代の都立図書館像という一つの提案がございました。ご意見、ご質問があればお伺いしたいと思います。いかがでございましょうか。

どうぞ。

【千野委員】 千野でございます。

この協議テーマのペーパーを読んでも、結局何をどう話していいやらよくわからんというのが、多分この議題の核心のところだと思うんです。

つまり、電子時代に図書館はどうあるべきかということについての成功事例がまだない。多分、そこまで言いたくないもので、こういう表現になっていらっしゃるのではないかと

思われます。それは、私個人でいうと、私もそう思います。では、どういうふうなことをもって正解と言ったらいいのかということに対して、僕は結論が思い浮かびませんでした。

ただ、この1カ月、実は非常に忙しくしてしまっていて、図書館も使っていたんですけども、そのときに気づいたのは、この2年で図書館に最新のものを全く求めなくなった自分があるんです。それで、図書館に求めるものは、古い資料の保存をきちんと保存してくれているかということと、図書館自体の編集能力というものがあるのかどうなのか。

私の中でそんな変化が起きているわけです。じゃあ、2年後に僕が同じことを同じ方向で言っているかといったら、全く今度は逆のことを言っている可能性があるわけです。それくらい、デジタル時代の図書館がどうあるべきかということに対しては、まず何が正解なのか、どういうふうに行きたいのかということを中心に議論して、例えば方向は見えないということが一つの方向性であっても私はいいと思います。それは、ちょっとほかの委員の皆様との議論の中で深めていきたいテーマであるのではないかと思います。

ただ、一つおもしろいなと思ったのは、このメディアに露出するリストがありまして、あっ、これだと思ったのが一つあります。それは、千代田図書館のキャロルの資料を集めている。キャロルですよ。ビートルズじゃないですよ。ある種のラジカルさ、ある種の自由さ、それは、図書館とキャロルという、図書館のユーザーからしても一番合いそうになりものを集めようとしている。そういえば、実はそれ、だれもやっていないよなと思って、はっとしたんです。これはデジタル時代の図書館と直接は結びつかないですけども、図書館の編集能力という意味では、デジタル時代でもどうしても必要になってくる。そのワークショップ入ったヒントという意味で言いますと、編集能力というものが一つのポイントになるのではないかというのは、千代田区がキャロルの収集を始めたということで、少し思いついたことです。

以上です。

【中島議長】 ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

【岡本委員】 もう千野委員からほとんど言いたいことを言い尽くされているかなと思ったんですけども、私もどういう方向性なのかなというのがいま一つまだ見えないところがあって、その辺、都立図書館の方々の考えを伺いたいんです。

言ってみれば、この種のデジタル時代の図書館と設定したときに、いわゆる図書館のデジタル化話みたいなものと、ただ、まさにこのテーマの背景で分析されているように、も

のすごい大規模なデジタル化時代が来た中で、まさに今、千野委員が言われたような、図書館がどういう役割を果たしていくべきなのか。別にそれは必ずしもデジタル図書館という話にいきなり行く必要はないと思うんですけども、その辺、どの辺が期待されているのかというところが明確になると、今後の議論がしやすいのかなと思います。

ちょっとその辺は、館長をはじめ、皆様のお考えを伺えれば。

【管理部長】 お願いした背景は、このグーグルの動きがすごく大きくて、この動きについては、国立国会図書館は館長の危機意識で、国策として、経産省なども巻き込んで、出版界にアプローチするという動きをされている。それから、この前、国立国会図書館で、フランスの図書館長をお迎えしてシンポジウムをが開催されましたが、EUの中では、一企業であるグーグルがそれだけ押さえるということについて、すごく文化的危機意識を持っていらっしゃるということがかいま見えたんですけども、そういう動きに対して、公共図書館側は、まだそこについて何のメッセージも、出てきていないなと思っています。

それで、紙でなくて、電子書籍が一時はやったときに、端末などの開発もあったんですけど、そのときはグーグルみたいな動きもなくて、落ちてしまったんです。しかし、今これから展開していく中では、紙とか印刷とかいう形態でなくて、端末とかという形で展開してくると、資料の購入の話とかを含めて、見誤ることなく適応していかなければと思っています。その辺少し根っこの問題意識等は持っているわけです。

平たくは、今進んでいる現状をお話し申し上げて、あわせてその辺の根っこの問題についても少し知見をお出しただいて、私どもの対応について、道を誤らずに、方向性は見定めていきたいと。当然、修正がかかる方向性だと思いますけれども、その辺は特に意識していきたいと思っています。特に、公共図書館といったときに市町村の図書館の役割というのは大きくて、その上で、裏返して、都道府県立図書館、特に東京都立の役割というのがどこら辺に落ちつくかというのもあわせて整理できればと思っています。

まとまらないご説明ですが、問題意識の根っこはそんなところですよ。

【中島議長】 どうぞ。

【中央図書館長】 岡本委員がおっしゃったとおりだと思いますけれども、図書館自体がいかにデジタル化するかという問題と、世の中がそう変わっていった中で図書館そのものがどうあるべきかだと思います。例えて言えば、都立図書館というのは調査研究図書館だという、役割を非常に意識して運営していますが、一般の都民の方の感覚は、何か調べるときに、まずはインターネットと、確かにわざわざ出向かなくてもという、そうい

うふうに変化していると思います。

先ほど千野委員が、まず、図書館に求めるものが少し変わってきたとおっしゃられましたけれども、そういうことももしかしたらあるのかもしれない。我々は、そういう社会の動きを踏まえて何を今準備すべきなのかということ、ぜひご議論いただきたいと考えております。

【中島議長】 副議長からもちよっと聞きたいんですが、副議長は、中教審、中央教育審議会の分科会の委員もされているということと、文部科学省のこれからの図書館の在り方検討協力者会議の委員もされていますので、国ではその動きがどういうふうになっているのかを含めて、ちょっと……。

【糸賀副議長】 国はまさに政権交代で、これからの動きはよくわかりません。率直に言って、中教審は見直しですからね。ああいうふうに関人が選んだ委員たちがやっていたのでは、最終的には役人がつくった政策に単に同意してもらっただけというか、そういうふうになってきてしまったという指摘が当然あるわけです。だから、中教審は政権交代の前と後でしばらく開かれていないんです。ああいう審議会そのもののあり方を見直すということになっています。

今の委員の発言、あるいは図書館側の説明を聞いていても、ひょっとしたら新たに委員になられた方の中に誤解があるのかなというのは、都立図書館側がこのテーマに関して具体的な案を持っていて、それを提案して委員の方々の意見を聞くというよりは、このデジタル時代の都立図書館像、つまり、デジタル時代に都立図書館はどうあるべきかについて、むしろ委員の人たちが、こうあるべきだというふうに意見を出していく。今後の時間的なスケジュールとしてよくわかりませんが、この協議会としての答申なり報告書をまとめていくわけなんです。したがって、この「背景」の中に既に都立図書館側の明確な考え方とかポリシーが反映されているかということ、多分そうではないです、もともとね。

こういうテーマについて考えてもらって、都立図書館の協議会として、これからのデジタル時代の都立図書館像はこうあるべきだというものをまとめていきますので、むしろ委員の皆さんからいろいろと、こうしたらいいのではないかとか、こうあるべきじゃないかと出していただいたほうがいいだろうと思います。

ただ、今、千野委員にしても岡本委員にしても触れられた、特にこの「背景」の中で、これをさっき高木さんが説明されたときに、私は1カ所だけクエスチョンマークをつけたんです。それは、各地の公共図書館で意識的に取り組まれているのは必ずしも成功してい

るとは言えないというくだりなんです。こういうふうに言い切ってしまう以上、じゃあ何か成功かはわかっているということになりますから、そうすると今度は、岡本委員が言われたとおり——岡本委員はそういう質問をしなかったけれども、では都立図書館として何が成功と考えているんですかということを、質問として別の形で岡本委員は投げかけたのだらうと思います。そうすると、どういふのを成功した電子図書館と都立図書館はお考えなのでしょうかと言われると、多分、返答に窮するんだらうと思います。

【管理部長】 一応この辺の背景は、よく欧米、特にアメリカなどで紹介されると、オンラインデータベースとか、外からもアクセスできるとかいうこともあるのですが、その利用率が非常に高い。都立は、これからご紹介しますが、今度、28種類用意して力を入れていこうと。前に糸賀先生からご紹介いただいた大阪ですか、大阪市を越そうということで頑張って用意したんですが、いかんせんその利用状況に当然ばらつきがありますし、一生懸命ショートセミナーなども展開していますが、その頻度がコストパフォーマンスから考えてどうかということも、今、まだ短期間なのであまり簡単に結論は出したくないんですけども、そういう意味では、商用データベースの日本における状況が逆に図書館のそういうサービスにも影響が出ているのか。公共図書館として、旗印としてはやっていますが、同じ議論は大阪でもありますし、減らそうかという意見もあります。そういう中で、もとをただせば税金ですので、きちんと考えながら、サービスを提供していく必要があるのではないかと考えている次第です。

【糸賀副議長】 そうすると、データベースがたくさん入っているのが成功した電子図書館なのか、あるいは、データベースのアクセスなり検索回数が多い図書館が成功した電子図書館と言えるのかですね。

【管理部長】 そうですね。

【糸賀副議長】 でも、よく考えてみると、このデジタル化にせよ、あるいは、ハイブリッド図書館という言い方もするわけなんです——デジタルとアナログと両方ですね、それは、私は手段でしかないように思うのです。

目的というか、それこそ前から出ている都立図書館のミッションって一体何なのか。そのミッションを達成するための手段として、今の時代、いろいろなデジタル化なり、電子化されたような資料を使ったり、あるいは、図書館だけではなくて、外部のそういう情報をつくるような機関の協力も得て、そのミッションを達成していくわけです。

都立図書館を取り巻く環境がいろいろと変わった。それから、言ってみれば、ライバル

というのかな、あるいはステークホルダーに当たるようなものが、以前に比べたら複雑になったのです。いわゆる利害関係者、ステークホルダーが多様になった。そうした中で、都立図書館のミッションをもう一度見直し、そのミッションを達成するための手段としてデジタル化というのがあって、そのデジタル化をうまく活用したものが、ハイブリッドなり電子図書館なんだろうと思います。

だから、議論としては、いかにデータベースを増やすとか、あるいは電子資料へのアクセスを増やすとかというふうを考えるのも結構ですが、その前に、そもそも一体目的やミッションは何なのかということを確認しておかなくちゃいけないと思います。そのときに、いろいろと同じような——同じというか、ライバルになる情報提供機関が、さっきのグーグルを含めていろいろ出てきた。そうした中であって、改めて都立図書館のミッションを見直すという話だと思うのです。それがはっきりと確認できた上で、それではそれを達成するための手段に何があるか。当然、それはデジタル化ということも選択肢の一つとして入ってくるだろうと思います。

その辺は、都立図書館として、どうも明確なポリシーとかコンセプトがあるわけではなさそうだから、我々、この協議会の場で、都立図書館は今後どうあるべきなのか。さっきのように、国会図書館も近くにある、都内の公共図書館も整備されてきた、各種の専門図書館も生き残りをかけてそれぞれいろいろなことをやり始めた。そうした中であって、都立図書館のミッションをもう一度確認し直すということだと思います。

【中島議長】 ほかの委員さん、いかがでございますか。ご意見ございますか。
どうぞ。

【栗原委員】 少し学校という観点でお話ししたいと思います。

今、子どもたちは、調べ学習というのが非常に盛んになっていて、そんな中で、このデジタル化というのは非常に影響を受けています。何かを調べるとなると、すぐインターネット。図書館の中にも実は検索できるインターネットにつながったパソコンを16台ほど置いて、自由に使えるようになっています。宿題とか課題とかが出ると、すぐそっちに行ってしまうと、周りにある大きな価値ある辞書などの利用が非常に少なくなっているという実態があります。

今、学校では何をやろうとしているかという、インターネットで調べるのが調べることじゃない、本当に調べたいことをきちんと調べるために、過去の蓄積とかいろいろなものを重ね合わせて調べていくんだという、むしろ読書とか、資料の検索とか、そういうも

のに力を入れています。実際には、いろいろな資料を検索するのにインターネットを使うとか、どこにどんな資料があるとかいうのをやっていて、地元の図書館、学校の図書館、さらに現実問題として、都立の図書館を随分使わせていただいています。

それから教員も、教材作成をしていくところで、根拠となるものが欲しいというときに図書館を使わせていただいて、特に地域の資料については、東京都の資料という面では、社会科などでは随分使わせていただいていると思います。そういう意味で、デジタルデータが多ければいいとは私は思わないのです。

また、いろいろな使う資料が地元で十分に届かないときに、あっ、都立図書館にあったと、学校などでは教員たちからも非常に評価されているところもあり、やはり大きな東京都の中央図書館という存在を、学校という視点からですけれども、期待しているものがあります。

【中島議長】 よろしゅうございますか。ほかにご意見ございませんか。

どうぞ。

【糸賀副議長】 ちょっといいですか。

さっき千野委員が言われた編集能力でしたか。それっておもしろいと思いますが、つまりそれは、図書館が、いろいろな情報源というか、情報メディアの中から、図書館が収蔵するにふさわしいものを選んできて、それを利用者の人が使いやすいような形で組織化するわけです。分類したり、件名をつけたり、いわゆる組織化、整理するわけです。それを使いやすいような形で提供していく。図書館内で直接閲覧する場合もあれば、ホームページ上にそのコンテンツを載せてアクセスしてもらう。さらに、求めに応じてほかからも取り寄せたりするという機能のことを、多分編集機能というふうに言われたんですよね。

それは例えば、本屋さんが普通に店頭で販売したりするのと、個人を含めていろいろなところがナビゲーションをするような機能というものをホームページ上に公開している。岡本委員は、そういうのを早く個人的におやりになっていたわけなんですけれども、そういうものとは違って、税金を使って、公的な背景に支えられて、そういうものを行っているのが公立図書館——都立図書館がその代表ですけれどもね。そうすると、ほかとは違うような付加価値を持った編集能力を持っているはずだと。都立図書館ならではの編集機能を発揮していくということがこれからの都立図書館に求められていると、こういう意味で、編集能力というふうに言われたんでしょうか。

【千野委員】 学問的にはそういう言い方になると思います。

【糸賀副議長】 学問的……。単なる私の理解です。

そうすると、もともとは素材としてある、この世の中にあるさまざまな情報資源に対して、都立図書館ならではの付加価値をどういうふうにつけていくかということですね。

【千野委員】 ちょっとよろしいでしょうか。

つまり、千代田区に行けばキャロルのことがわかるというのが究極の一つの形ですね、おもしろいと思ったのですけど。

先ほどからご説明を受けた中でいろいろなヒントがあるんですけども、例えばデータベースを利用する人が少ない。これは当たり前の話で、私は、この図書館の一番不満なのは雨の日に靴が汚れるということで、そういう場所までわざわざデータベースは引きに来ません。データベースを引かせるのに、傘を差して靴を汚すようなことを求めているというのがまずおかしいわけです。それだったら、都庁の2階で引かせればいいわけです。

というふうに、デジタル時代の図書館、例えば10年後、20年後の図書館がどうあるべきかという、糸賀先生がおっしゃったようなミッションで考えると、この図書館はなくてもいいという議論もあるし、これを失ってはいけないという議論にもなる。それはミッションによるわけです。

それを、今、つらつらと議論を聞きながら分けてみたら、4つぐらいに分けられる。ひとつは旧来的な書籍の保存・収集。次に図書を中心にした知的編集能力。これは、この図書館があってもいいし、なくてもいい。都民に対する知的サービスを行うサービス機関。そうなったら、この図書館は要らない——この場所は要らない。データベースを引き取れば都庁のあそこに行けと。本が欲しいひとには宅配便で届くようになれば、要らなくなる。あと、知的生産の場の提供。場の提供だったら、この図書館はもっと大きくしなければいけないし、無線LANをもっと導入しなければいけない。

ミッションを例えばこの4つに分けただけでも、この図書館は、要するという結論にもなるし、要らないという結論にもなってくると思うのです。だから、糸賀先生がおっしゃるミッションの重要性というのは、実はこの図書館が20年後にあるかないかという結論にも大きく影響するんだと思います。この委員の中でも、例えばこの4つの類型、もっといろいろな類型があると思うのですが、そのどれが必要なのか、この辺が、多分、世界中の図書館がまだ結論を見出していないところで、何か方向を指し示すことができれば、世界の都立中央図書館になれると思う。一気にトップをとることができる。

私はそういう期待を込めて、次の方のご議論を待ちたいと思います。よろしくお願ひし

ます。

【中島議長】 今、テーマの設定について、いろいろご議論いただいているわけですが、ご意見があれば、引き続きお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

【齊藤委員】 後ほど国立国会図書館の例もご紹介いただけるのかもしれませんが、図書館として出版物を網羅的に集めようとする、どうしても収容スペースの限界につきあたります。一方、グーグルのサービスであるグーグルブックスのように、書籍を手当たり次第にスキャンしてその内容をデジタルデータで収集してゆけば、収容スペースの限界からは解放されます。そのように、一企業が書籍データを網羅的に収集・公開するようになったという時代に、では図書館は出版物の網羅的な収集をするべきなのか、しなくてもよいのか、そういう議論がまず起こると思います。

いま図書館のデジタル化ということを出題にしようということは、スペースファクターとか、書籍データをデジタル化することによって収容スペースの限界を超えた収集が可能になるので、そちらの方向へ向かうかどうかを議論しようということなのか、あるいは全然別の方向ですけれども、およそ書籍というものの内容を目次であるとか、章であるとか、小見出し、段落、あるいは単語レベルまで、徹底的に分解して全てデジタル検索可能な状態にしてしまう、そういう書籍内容の全面的なデジタル化と公開ということを出題のサービスとして考えようとしているのか、いろいろな議論の側面があると思うのですが、そもそも図書館のデジタル化といった場合、どんなことが焦点になっているのでしょうか。

【中島議長】 今のご質問について、また後ほどご説明があると思いますので、その中でご判断いただければと思っています。

次回からは、またいろいろな内容を含めたご審議をいただくようになりますので、本日ある程度テーマを固めなければいけません。そういう意味で、一つの提案がございましたが、これでまずいいと思いますか、もっと変えたほうがいいのかというご意見があればと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

【岡本委員】 私は、先ほどの千野委員の分類が、非常にしっくりきているんですけども、「これが唯一単独のモデルだ」ということは、おそらくナンセンスなんだと思います。

やる以上は、多様なこれからのデジタル時代における図書——ここでは都立図書館協議会の都立図書館像とはなっていますけれども、広い意味で言ったら、デジタル時代におけ

る公共、特に公立の図書館像を模索するということだと思いますので、千野委員が言われた、いくつかの類型に沿って考えてみるのがよいのではないかと思います。

最近何となくつらつら考えるところと、今日これまでの議論を伺っていて思ったのが、1つは、後ほど話題になる多摩の地域資料の話もそうですけれども、私自身はの中で言ったらデジタル世代で、紙の資料なんて要らないと思っているような世代だと思われると思います。一方で非常に懸念するのが、知的な情報の安全保障ということをそろそろ考えなければいけないのではないかという気がしています。例えばどういうことかといいますと、この辺は米澤委員がご専門ですけれども、例えば今、国立大学を中心に機関リポジトリというのをつくって、論文をそこにどんどん入れているわけです。しかし、それを入れているソフトウェアというのが、日本国産ではないわけです。アメリカでつくられたものであって、グーグルの問題などを見ていると、ある日あの国は裁判を起こして、そのソフトウェアに乗っているものはアメリカの資産だと言いかねないということが、今回の訴訟で非常によくわかったなど。

それはあまりナショナリスティックになる必要はないですけれども、一つの仮説的な考え方として、知的な情報をどうやってきちんと保存していくのか。提供するためにも、日本という国であれば国、東京都なら東京都という自治体、その一つの主権団体が、その情報をきちんとハンドリングするにはどういうことができるのか、あるいはどういうことが必要なのかということは、きちんと議論しなくてはいけないのかなと思います。

もう一つ、こちらはまさに米澤委員がご専門ですけれども、同じく大学図書館で最近一種のブームというか、トレンドにあるのが、いわゆるラーニングコモンズという、勉強、学習環境ですね。私は国際基督教大学の卒業で、国際基督教大学というのは昔からそういう環境だったので、そういう調査研究の場としての図書館の重要性を非常に実感しますが、公共図書館にとってはそういう場としての図書館の意義ってどういうものがあるのかというところを、改めてきちんと考える必要があると思います。

私、最近、会社をやめて独立して、自分一人で仕事をやっていますが、最近、公共図書館で十数年ぶりに本を借りたんですが、確かに使える、役に立つ。何が役に立つかというところ、場所があることがほんとうにすごい。オフィスを持たない人間にとって、どこの自治体においてもかなりの一等地にあれだけの場を持っているというのは、多分、実は図書館に残された唯一最後の資産ではないかという気がしております。都立図書館もまさにそうですけれども、こういう空間的にもものすごく恵まれた環境をどう活用していくのかという

点についても、それはデジタル時代であればこそ、なおさらきちんと考えなくてはいけないことなのではないかと思いました。

この辺は、米澤委員にフォローにさせていただければと思います。

【米澤委員】 急に振っていただいて……。せっかくですから。

1つは、場としての図書館というのは私も非常に重要だと思っています。そこに来ないと自分の研究あるいは学習ができない。先ほど栗原委員のお話にもあったとおり、その中で一番有望なユーザーというのが教員の方々かと思っています、教員の方々が自分の教育の指導内容を決めるのに、図書館に行って豊富な資料あるいはデータベースを使って、そこに図書館の人がかかわって学習指導内容を決めるという場があらわれてくると、非常におもしろいんじゃないかと思っています。それをあまり手広くやっても初めは大変なので、例えば渋谷区とタイアップしてそういった事業を重点的に行ってみるという試みもおもしろいのではないかと考えておりました。もちろん、個人個人の勉強の場としての、岡本委員のように、来て勉強できるという場としての図書館であることも重要だとは思いません。

一方で、大学図書館では、現在、ほとんどの研究者が図書館に行かないという状況になっています。それは、電子ジャーナルが普及して、研究室にいながらにして、従来だったら図書館に行かなくては利用できなかったジャーナルを利用できるのが普通になってしまいました。研究者が図書館に行かなくなったというので、一部の目から見ると図書館の地位が下がったと言われていますが、その大事な電子ジャーナルを供給しているのはやはり図書館の役割であって、そういった黒子的な役割になりますけれども、図書館はそういう働きができてもいいんじゃないかと思っています。

実際は、大学のキャンパス内で利用するのが主流だったわけですが、最近は、どこからでもアクセス権があればその大学の所属者は利用できるシステムも出てきましたので、先ほどお話があったとおり、都立図書館に登録したユーザーであれば、遠隔地からでもデータベースが利用できるような仕掛け、あるいは制度、または、どこか都内の都の施設に行けば利用できるという制度なり仕掛けをぜひ考えていただければ、デジタル化時代にふさわしい都立図書館になるのではないかと、今のところはそこまでです。

【中島議長】 それでは、そろそろテーマという形で絞り込みたいと思いますが、この提案の、デジタル時代の都立図書館像という非常に大きなテーマですけれども、こういう形で今後のこの協議会として審議して、一つの報告を出していこうということで、いかが

でしょうか。

【糸賀副議長】 よく考えてみますと、別にデジタル図書館とかハイブリッド図書館とかと言っているわけではないんですよ。要するに、デジタル時代の都立図書館であって、例えば地方分権時代の都立図書館像とか、政権が変わりまして、地域主権とか……、あるいは、少子高齢化時代の都立図書館像とかいうふうにも、都立図書館像はとらえ直すことができるんですよ。今の話はたまたまデジタル化でデータベースがどうという話になりますが、文脈としてとにかくグーグルの話とか国会図書館のデジタル化の話が出てくるので、そういうコンテキストで、デジタル化が進む中で都立図書館をとらえるという意味なんです。それ以外の社会的な変容というのは、一たん視野の外に置いておくということなのですかね。そこは確認させていただきたいんです。

というのは、さっき栗原委員も言われたように、それこそ文部科学省、国の会議でも、今、望ましい基準の見直しをやっているんです——望ましい基準というのは、大臣告示に2001年になったものをです。今後の望ましい基準を考える上でのキーワードといったときに、私は、キーワードは2つ、情報と読書だと言っています。それは、いかに情報化を進めるかということと、同時に読書を大事にしていくか。文字・活字文化推進機構とか、文字・活字文化推進の法律とか、来年が国民読書年ですか。だから、その両立を図書館という空間でどう実現していくかという話です。それはそれで考えなくちゃいけない。

それから、さっきの場としての図書館というのも、結局それは、私に、場に対置されるのは機能だと思っていますから、機能としての図書館と場所としての図書館というのは、どうやって両立させるかなのです。機能だけを追求したときに、確かにスペースはどんどんダウンサイジングしていくんだと思います。ところが一方で、やはりそれなりの大きなスペースが欲しいという話なのです。だから、この場所と機能というもの、あるいは物理的な空間と機能的な空間をどういうふうに調和させていくのかという話なのです。

もう一つは、都立図書館は、何だかんだいって税金で賄われているのです。だから、その中で公共性をどこかで保たなくちゃいけないのです。これが民間と違うところです。民間だったら、基本的にはもうかればいいわけだから、いかに効率性だけを尊重して利潤を追求していくかですが、都立図書館の場合はそうはいきません。だから、公共性と私的性といいますか、パブリックセクターとプライベートセクターの対比の中で、都立図書館の場合には、そのバランスじゃなくて、明らかに公共性、パブリックセクターであることを尊重しなくちゃいけないのです。

あと、千野委員がおっしゃった中で、私、ちょっとどうかなと思ったのは、結局、都立図書館を追い求めることは、市町村とか公共図書館一般のあり方を求めることにもなると言われるんですが、難しいのは、都立の場合、いわゆる広域的な図書館で、この東京都という自治体の中にいくつかの市町村を含んでいるんです。そうすると、東京都としては、直接その都立図書館だけじゃなくて、市町村の図書館を通じて、その中には当然学校も含まれますけれども、そういうユーザーへの支援も考えなくちゃいけない。そういう意味では、大規模図書館、つまり、蔵書が100万を超え——どう見ても、この周辺の中では国会図書館よりも都立図書館の開架のスペースのほうが広いと思いますよ、開架できる分量としてはね。東京都は、その大規模図書館という性格と、同時に複数の地方自治体を含んでいる広域自治体なのです。公共自治体。島の部分も東京都ですからね。大規模図書館という性格と、広域的な自治体が設置している公立図書館であるという、両方を持っているわけです。それらを含めて、デジタル時代でそういう図書館がどうあるべきかということを考えていく。だから、対立軸とか、考えなければいけない次元というのが、かなりいろいろあるのです。

その中で、今、例えば大規模図書館と広域図書館みたいなものは一たん視野の外に置いて、いかにこの図書館でデジタル化を推進していったら成功した電子図書館になるのかという、そういうことだけでとらえていったらいいのかなというのが……。私はこれまで2期、都立図書館協議会委員を務めてきて、さきほど言ったパブリックとプライベート、特にパブリックセクターであるということの意味はなかなか大きいと思います。だから、どこかで、社会的弱者とか、こういう図書館の情報資源にアクセスしにくい人たちのことを考えざるを得ないんだと思いますよ。別に考えることがいけないと言っているわけではなくて、当然、パブリックセクターだから、そこを考える。それがデジタル化で実現できるのであれば、そのとき私は、デジタル化はあくまで手段で、目的はさきほど言ったミッションであり、社会的弱者も……。

それから、どなたがさきほど言われたかな、情報にアクセスするためのセーフティネット的な役割をパブリックセクターはやるべきなんです。そういうセーフティネット的な役割を果たすために、デジタル化が有効であればそれを選択するというつながりなのではないかという気はしています。だから、この設定が、そういう意味でデジタル時代の都立図書館ということであればいいんですが、あくまでいかにデジタル化戦略を持つとか、いかにハイブリッド化として成功をおさめるのかという視点だけだと、ちょっと狭いんじゃない

ないかなというのが気がかりなところです。

【中島議長】 どうぞ。

【千野委員】 別に助け船を出すつもりはないですけども、「(仮) デジタル時代」というのは、多分、軽い気持ちで書いたんだと思うのです。今までの議論や、糸賀先生などがおっしゃるとおり、デジタルをどう使うのかという根本のところが決まらない限りデジタル化を評価するとかができないので、気軽に入れたのだから、気軽に変えてよろしいのではないかと私は思います。

【管理部長】 ありがとうございます。

【糸賀副議長】 変えなくても、そういう意味だという了解がこの場で得られれば、これで私はいいですけど。

【管理部長】 一番大事なミッションとか、その辺がきちっと議論されて、ある程度その辺を今の動きに合わせて見詰め直せば、それが一番いいと思っています。

【田中委員】 私たち国会図書館も同じように、このグーグルの時代でどんな役割ができるのかというのが、常に今厳しく、答えなくてはいけないという状況にあるわけです。

今、先生がおっしゃられたように、1つは、電子化、デジタル化というのは必ずしもいいことばかりではないといいますが、サービスとしてはいろいろな問題を逆に考えなきゃいけなくなっているというところなんです。ただインターネット情報に対して信頼ある情報提供できることとか、国会図書館もそうなのですが、来館しないと利用できない電子資料がいっぱい増えてきて、遠隔的な電子、デジタルの時代になってくれば、本当は、それは全国で使えるようになって、本来遠隔利用こそがデジタル化、電子化の最大のメリットであるはずなのに、逆に館内を利用を限定される電子情報というのがどんどん増えてきて、非常に矛盾した状態になっている。それはつまり、商業的なものと、図書館、公共サービスとのバランスをどこに図るかという問題です。

もう一つは、経済的に、お金を払える人はどんな電子情報でもどんどん使えるけれども、お金を持っていない人でも情報にアクセスできるという場合に、地理的に来館して利用できるということ自体が、一つの情報というか、経済格差の是正にもなるという部分があると思うのです。

あと、国会図書館のそばに東京都立図書館があるというところで、私どもが電子化、デジタル化を大規模に進めてしまうと、近くにある大きな公共図書館として非常に影響を与えてしまう部分があると思うんですけども、逆に地域の部分というのは私どもでもでき

ない部分ですから、その中で、地域の情報というのをどう考えていくかという問題があると思うんです。そういう観点をいろいろ含むこととして、デジタル時代にどういうミッションを求めるかというのは非常に重要な部分だと思いますので、先生がおっしゃられたような趣旨で、この協議テーマというのは大変時宜にかなったものかなと思います。

【中島議長】 それでは、時間も経過しましたので、このテーマということでよろしゅうございますか。特に異論がなければ、決めさせていただきたいと思います。

では、今期はこのテーマで提言をまとめていくことにしたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、ほかに事務局から何か説明はございますか。

【企画経営課長】 それでは、これからの時間ですけれども、次のように進めさせていただきます。

まず1点目、図書館を取り巻くデジタル化についてご報告させていただきたいと思ひます。2点目に、都立図書館の現状についてご報告いたします。これについては説明になってしまいますけれども、時間がありましたら、また先生方にご意見いただきたいと思ひますが、実質的な意見は次回かと考えております。

まず第1点目、図書館を取り巻くデジタル化についてですが、参考資料1です。「これからの図書館像」というところですが、これは概略です。ご存じだと思いますが、これは平成18年3月に出たものです。2つ目の枠の「図書館のハイブリッド化—印刷資料とインターネット等を組み合わせた高度な情報提供」というところで、このときからもう話題になっていたんですが、これをさらに進めている状況だろうということで、参考資料として出させていただきました。

2枚目が、国立国会図書館の長尾館長様が、8月に開催されたARGフォーラムで配布されたもので、「デジタル時代の図書館と出版社・読者」という図で、デジタル化と出版業界とか、いろいろ関係図を示したものです。後ほど、ひょっとしたら国立国会図書館のほうから若干触れていただくことがあるかもしれません。

それから、参考資料3です。これは、新聞の切り抜き情報をお入れいたしました。実は、新聞の切り抜きをと思ったんですが、ご存じのように、著作権法にいろいろかかわってくるということで、現物については回覧させていただきたいと思ひます。そこを見ていただければと思ひているんですが、若干時間をいただいてコメントさせていただきます。

まず、1番目の10月の日経新聞です。「日経、電子新聞を創刊へ」というのは、日経新

聞社が2010年に電子新聞を発行するという記事になっています。単に新聞紙面を電子化したものではなくて、多彩な機能を掲載して、デジタル化時代の先端をいく全く新しい媒体の創刊を目指すという記事になってございます。

次のネットでの購入・閲覧というものは、ネットで雑誌を販売し、その内容をそのままオンラインでサービスを開始するというもので、エニグモと書いていますが、そこがサービスをするという記事になっています。

それから、3番目の米国のアマゾンについては、電子書籍の端末を100カ国で販売するというので、10月1日から雑誌記事のバラ売りが始まるということです。電車の中吊り広告で気になる記事を1本から10円から50円で購入して、NTTドコモの携帯電話でダウンロードしてその場で楽しめるという記事になっています。

4つ目は、同じような記事です。

5つ目は、米国のミューズ・アソシエイツ社長の梅田さんという方が、いつでもどこでもネットであちこちから本をダウンロードできるなら、ほんとうに読むときに初めて本を買えばいいという持論を展開しているところで、消費者にとってすばらしい読書の未来の姿とは、過去に出版されたすべての本が、読みたいと思ったときに、いつでもどこからでも買えるということが書いてございます。

それから6つ目は、グーグル関係の記事です。これについては、情報学会が、グーグルが進めている書籍のデジタル化について、著作権侵害を強引に突破しようとした意図的な手法だということを指摘しているというものです。

同じように、7つ目については、グーグルの集中をどこまで許すのかという書きぶりを書いてございます。

8番目は「提案力と『脱・返本』カギ」という見出しで、全国900店舗超を運営する日本最大の中古書店のブックオフコーポレーションが、名古屋市内に初の新刊書店を出すという記事です。

9-1につきましては、出版物の販売が上期1兆円割れという見出しの記事で、1988年に突破した1兆円のラインを初めて下回ったということです。

同じ9-2ですが、雑誌の不況ということで、広告収入に依存する大手出版社がシェアを落とす一方で、下位の中堅出版社のベストセラーが多くなったという記事です。

10番目は、国立国会図書館の蔵書のデジタル配信の構想、後ほどお話しいただけると思うのですが、利用したいか、したくないかという記事が並んでございます。

最後に、お手元にある資料ですが、グーグルの検索の和解契約という、これはプレスセンターのプレス資料として発表しているものです。これは、グーグルがどういう状況になっているかという、委員の方々はご存じかと思いますが、議論の参考のために置かせていただきました。

もう一つは、同じように、慶應義塾図書館がグーグルブック検索の図書館プロジェクトのパートナーにという、これは7月6日の記事なんですけれども、それを載せて、これについてもまたいろいろ変わっていくだろうということで置かせていただきました。

それから、参考資料4についても一緒に回覧しましたけれども、出版の統計を載せさせていただきましたので、回覧のときに見ていただければと思っております。

それでは、引き続き資料9ですが、国立国会図書館の電子化の進捗状況について、私から振って申しわけありませんが、新しく委員になられた方にご説明いただければと思っております。

議長、それでよろしいですか。

【中島議長】 はい。それでは、田中委員さん、この資料9のほうで。

【田中委員】 この資料9は、国立国会図書館館長と公共図書館長様の懇談会というのを毎年7月に開催させていただいておりまして、その席上で、国会図書館の電子図書館事業の現状ということで簡単にご報告させてもらい、その際に使った資料でございます。

この7月の時点からしますと、今お話がありましたように、国立国会図書館が推進しているのではないという公式見解にはなるんですけれども、長尾館長の有料配信構想というのがありまして、それが新聞のニュース等でたびたび報道されるという事態もあります。また、その後、補正予算につきましては、今、政権交代ということで状況の変化も若干あるんですけれども、一応そのように動いているところはございますが、簡単にお話しさせていただきます。

まず、「『電子図書館のサービス』の流れ」は、もう言わずもがなです。私どもは国の図書館ですので、いわゆる納本制度ということで、電子情報も含めてそれを文化財として蓄積、保存して提供、残していく役割があるというところで、このところずっと、それを中心課題として事業を進めてまいりました。その中で一番大きいのが、インターネット情報に対して、それをどのようにアーカイブしていくかという問題。それから、資料のデジタル化を含めたデジタル情報資源の蓄積、保存、提供が一番主要な課題であったというところがございます。

ページをめくっていただきまして、図が隠れてしまって見にくいんですけども、私ども国会図書館では、2004年に電子図書館中期計画2004というものを策定しました。あまりにも総花的過ぎて、全部できるはずはないじゃないかと思われるような構想ではあるんですけども、このインターネット情報のアーカイブということが1つ。それから、所蔵資料のデジタル化。それから、検索、探し方のツールということで、今、リサーチ・ナビという事業が立ち上がったわけですけども、そういった図書館の持っているいろいろなノウハウを広く提供することです。それから、それに加えて、今、デジタルアーカイブポータルという形で、国のいろいろなデジタル情報資源全体を一元的に探せるポータルサービスの充実ということで、それを中心課題として進めてきているところでございます。

そのうち、「インターネット情報収集の制度化」というところでは、経緯ははしょりますけれども、この7月に国立国会図書館法の一部改正が成立しまして、来年4月から、政府、地方自治体のインターネット情報についての制度的収集を開始するという状況になっております。そのインターネット情報の制度的収集というものですが、電子的な情報というのは常に書きかえられて更新されておりますので、紙のものと違って、後で参照しようとしても消えてしまうものが多く、公的なものを中心にいろいろな不都合があると。私どもはずっと、インターネット情報すべてを残すというアーカイブが制度的に必要だと言ってきて、平成16年の納本制度審議会の答申を受けて案を検討してきたんです。しかし、民間の部分のインターネット情報収集についてはいろいろな問題、課題がありまして、今回、国、独立行政法人、地方公共団体、国立大学法人という、私どもが官庁出版物と言っている、国立国会図書館法の第24条と第24条の2というのがあるのですが、その対象主体の範囲というところ限定して、そこが発信しているインターネットの情報について収集する。

収集の方法については、1つは、ロボットによる自動収集という形で、サイトの情報は基本的にそれで集めましょうということです。それだけで集め切れない、データベース等になっているものが主に対象になるんですが、リンクが常に張られていなくても、ロボットでとれないものについては、従来の出版物に相当するものの範囲において、そこを具体的に定めまして、そこを送信、または送付していただくと。国会図書館が送ってくださいとお願いした時点で送っていただく義務が生じるという法律の構成になっておりますので、そういった制度化を図ったということでございます。

3枚目の下のところに、それを図示したものがございます。基本的に、複製するところ

までの権利を制限することになっておりまして、インターネットで配信するには、個別に許諾がなければできない。公衆送信については権利制限がかからないということで、法律的にはそこまでは権利制限をしないということなので、あとは個別に許諾をいただけた範囲でインターネットでそれを提供していくということを想定しております。2002年から今まで、選択的蓄積保存事業という、国立国会図書館のWARP（ワープ）という事業をやっているんですが、そのうち、国、地方自治体等のものについては制度的なものに切りかわっていくということになります。

また、1枚めくっていただきまして、資料のデジタル化ですけれども、デジタル化というのは、一つは原資料を保存する代替手段としてというところで、それからもう一つ、デジタル化、電子情報はインターネット等を通じて遠隔利用等ができ、非常に利便性が大きいということで、デジタル化を進めたいという協議を、関係者、出版者、著作権者の皆様とずっと交渉してきたわけです。今回、平成21年の著作権法の改正ということで、31条という今までの規定に新しく2項というものが新設されまして、国立国会図書館においては、資料を保存するために、原本の代替物としての電子的な記録をつくることできるという複製権の制限の法改正があったというところで、これが来年の1月から施行されることとなります。

ただ、それも公衆送信等が制限されているわけではなく、複製するところまでなので、基本的には館内で提供することはできますが、インターネット等を通じて著作権が残っているものを提供するというところは個別の許諾がなければできないので、私どもは、納本して蔵書となったものについては、来館して国民の皆様に使っていただくと同時に、図書館等へ図書館からの相互貸し出しという形で全国的な利用を図ってきたわけですが、その部分は、現状、著作権法改正によってもそのままではできないということになっています。

あともう一つ、その下ですけれども、平成21年度補正予算、緊急経済対策の大規模な補正予算を組まれた際に127億円というデジタル化の補正予算が計上されまして、その実施規模が約90万冊ということでございます。

その次のところですが、これまで平成12年度ぐらいから、年間1億前後でデジタル化の経費が認められてきましたが、今回、その100倍相当というところで話題になってしまったんですが、127億円という規模の補正予算が計上されたと。

その下、ちょっと小さい図ですけれども、これによって、古典籍資料が約10万冊、そ

れから、戦前期に刊行された資料のうち、明治大正期刊行の書籍なんですが、今、近代デジタルライブラリーというところで15万冊ぐらい、インターネットで提供しておりますけれども、それに加えて、戦前期のものほぼすべてと、戦後も1968年までの大体75万冊が完了できるという大規模な補正予算が組まれたところですが、今、補正予算の執行見直しということで、このとおりできるかどうかは未定でございます。行政府においては、もう先週ぐらいに補正予算の振り分けが決まっているんですけども、国会が開催されませんと結論が出ない状況なので、まだ決着していない状況でございます。

最後ですが、こういったデジタルアーカイブの——これは公共図書館様向けの説明だったので、総務省様のほうで、今、デジタル文明開化プロジェクトを進めるということで、地方を含めた全国のデジタルアーカイブの推進というところで、その事業に国会図書館も協力していきますと。私ども、デジタルアーカイブポータルというところで、標準的な検索仕様等を定めて公開していますので、これからデジタルアーカイブをつくっていく公共図書館等ではできるだけ標準的なプロトコルを採用していただいて、相互に機械的なAPIによる連携検索ができるような形を実現していくことをお願いしているというところでご説明させていただいた資料でございます。

あと、資料の中にありました長尾館長の有料配信モデルは、厳密には国会図書館の事業ではなくて、長尾館長が、これからの時代はこうあるべきと提案させていただいているお話なんです。現状を申しますと、新聞では何回か報道されておりますが、これは補正予算事業ですけれども、経済産業省様の委託調査研究というところで、出版者、著作権者と国会図書館とその関係するところで研究会を立ち上げて、そこで新しいあるべきビジネスモデル等、それから、公共セクターにある、あるいは、公的資金でつくったデジタルデータが、商業的なサービスも含めてバランスを図って利用できるような仕組みがつけられるのだろうかというところについての検討をしていく状況になっています。

ただ、いろいろ難しい問題がありますし、出版者さんのほうでも異論がたくさんありますし、書店さんとか既存のいろいろなステークホルダーの皆様も、必ずしも推進ということではないので、そういった状況の整理をしながらと、グーグルブックサーチに対抗して、ジャパンプックサーチ（JBS）という名前の構想を検討していくという段階ではあるんですが、国会図書館は、自らそれを推進するのではなくて、外部の検討に協力しますというスタンスでございます。

説明は以上でございます。

【中島議長】 ありがとうございます。

それでは、先ほどの高木課長の説明も含めまして、今までの説明で何かご質問がありましたら、どうぞ。

【糸賀副議長】 時間も惜しいので。ほかの方もどうぞ質問してください。

結局、デジタル化するという話は、今のご説明の中では、ウェブアーカイブという話と所蔵資料のデジタル化という、大きく分ければこの2つと考えていいんですか。

【田中委員】 はい、そうです。

【糸賀副議長】 そうしたときに、資料9の3ページの下で、制度の概要のイメージ図がありますよね。これは基本的にはウェブアーカイブの話ですよ。

【田中委員】 これはそうです。インターネットのウェブアーカイブです。

【糸賀副議長】 それで、ウェブアーカイブしたものを館内で閲覧、プリントはできても、公衆送信の制限はかからないから、インターネットで、いわゆる自動公衆送信はできないという話ですよ。

【田中委員】 はい。

【糸賀副議長】 そうすると、例えば地方の人が国立国会図書館で収集したものについて、電子的なファイルで送ってほしいとか、あるいは、極端なことを言えばプリントしてファックスで送ってほしいという、これも今の日本の著作権法では公衆送信という理解なんですけれども、いわゆる自動公衆送信ではなくて、そういう送信もできないんですか。

【田中委員】 ええ、そうなんです。基本的には、今のWARP（ワープ）と同じように、インターネットで公衆送信できるという許諾はすべてについてお願いして、できるだけ許諾いただくということなんです。仮にだめですと言われた場合については、館内での利用に限定されてしまうということに……。

【糸賀副議長】 極端なことを言えば、それをプリントしてファックスで送ってくれというのもだめなんですか。

【田中委員】 ファックス、そこは……。

【糸賀副議長】 じゃなかったら、普通のファイルにして、例えばPDFか何かでそれを送ってほしいとかいう。つまり、自動公衆送信でウェブで公開するのは私もだめだと思いますが。

【田中委員】 1対1でということに……。

【糸賀副議長】 そうです、そうです。

【田中委員】　そこは、今のところの検討には入っていません……。

【糸賀副議長】　それも一応、今の日本の公衆送信という理解なんですよ。

【田中委員】　はい。

【糸賀副議長】　向こうからの求めに応じて送るから放送と同じだという解釈で、だめなんです、私は、それをやってくれないと、地方の人は東京の国立国会図書館に行かなくちゃだめだということになりますからね。

【田中委員】　今回範囲となったものはほとんどが公共機関ですが、一部独立行政法人では有料でサービスしている部分があると思いますので、そこについてはさすがにインターネットでの許諾というのは難しいと思うんです。あとは、第三者の著作物で、例えば芸能人を使って時限つきで府省がキャンペーンをしていたとか、そういったものは、一部許諾をいただけない範囲があると想定しているんですが、おそらくそれ以外のほとんどのものは、現在のWARP（ワープ）と同じように、インターネットでの提供は許諾をいただけるものということで交渉させていただくつもりでおります。

【糸賀副議長】　もともと著作権があるのかという気もしますがね。やっぱりそれは、地方自治体がそれは持っているんでしょうが。

それともう一つは、さっきの話で、館内では見られるという話ですね。それは例えば、支部図書館、例えば関西館も含めてと理解してよろしいんですか。

【田中委員】　館内の範囲には、関西館と国際子ども図書館については同一……。

【糸賀副議長】　構内？

【田中委員】　構内というか、同一施設として許容範囲……。そこは微妙なんです、一応、文化庁さんとの話し合いで、可能だということで。それは文化審議会の報告書の中にもそのように明記していただいておりますが、支部図書館については——国際子ども図書館も支部図書館なんです、いわゆる府省の支部図書館についてはやはり問題があるので、現状ではグレーなところです……。

【糸賀副議長】　では、東京の本館以外は、関西館と、今おっしゃる上野の子ども図書館……。

【田中委員】　子ども図書館の中に限定した提供ということになります。

【糸賀副議長】　ああ、そうなんですか。

では、最後にもう一つ。この参考資料2は、最後に言われたように、あくまでこれは長尾ビジョンの一環だということですね。

【田中委員】 はい。

【糸賀副議長】 この中に、電子出版物流通センター、仮称になっていますが、これは立ち上がる見通しはあるんですか。

【田中委員】 いわゆる J B S の検討がこれから始まる——書協様 [事務局：日本書籍出版協会] も参加することに合意されたので、文藝家協会 [事務局：日本文藝家協会] さんなんですけれども、私どもと三者で、まずビジネスモデルの検討というところで、その結果次第なんですけど、書協様も前向きに検討そのものには加わっていただけることになったので、何らかのモデルはできるかなとは思っております。

【糸賀副議長】 ああ、そうなんです。実際に動き出すわけですね。

【田中委員】 動き……。

【糸賀副議長】 これが実現するかどうかはともかく。

【田中委員】 つくるところまでは動き出しそうです。

【糸賀副議長】 ああ、そうですか。ありがとうございました。

【中島議長】 ほかにご質問ございませんか。

どうぞ。

【千野委員】 大変プリミティブなことを聞くようで申し訳ないんですが、デジタル化って PDF ということでですか。

もう一つは、それを手がけているのは多分外部の業者でしょうけれども、それは印刷会社なんですか。情報処理会社なんですか。どういう形でやっているのか、リアルが全然わからなくて、すみません。教えてください。

【田中委員】 私どもの一番大きな問題の一つが、この資料のデジタル化といったときに、もちろん法律上は、電子的な記録ということで複製の手段について明記していないので、いわゆるテキスト検索ができるような、テキストデータの張りついた PDF ファイルでもいいですし、あるいは画像だけでもいいんですが、私どもは画像だけを現在つくっております。法律上制限されているという認識ではないんですけれども、今回の 31 条改正が、いわゆる保存のために、現物の原本の代替として電磁的記録をつくることのできるの、原本でできないような高度の付加価値がついた複製物をつくるというところにはいろいろ問題があり得るというところで。

それからもう一つが、ずっと出版者さんと協議しているんですが、出版者様からすると、いわゆるグーグルのサービスのような、テキスト検索ができてピンポイントで情報を特定

できるデジタル化はやらないでほしいという強い要請を受けました。今、ホームページから出していますけれども、昨年から関係者協議というのをしているんですが、一応、今年の3月にまとめた第一次合意では、当面国会図書館の資料のデジタル化は画像作成までとするというところで、保存用としてはJ P E G 2 0 0 0のファイルをつくります。それを、今、近代デジタルライブラリー等では許諾をとって、著作権調査をしてホームページからインターネットに出しているんですか、それはJ P Gのファイルで利用できるようになっています。利用者の方は、画像のP D Fとしてダウンロードできるんですけれども、基本的には画像ベースです。

それからもう一つ、そういう作業をするところは、I Tベンダというよりは、従来ですと、マイクロ写真業界といいますか、そういう画像処理をするような業界の皆様、企業名は出せないんですけれども、そういうところの方が主に作業されます。

【千野委員】 大手印刷会社がやったら、すぐできそうな気がします、そういうところがやるわけじゃないんですか。

【田中委員】 いや、今、これから入札をかけております。

【千野委員】 そうですか。

【田中委員】 そういうところも含めて、多分、来られるかなと思います。

【糸賀副議長】 いくつかに分けるんじゃないんですか。

【田中委員】 3つか4つに分かれて、今、ちょうどやっているところで……。

【糸賀副議長】 1社だけというわけには……。

【千野委員】 もっと細かいことを聞いていいですか。

ページは手でめくるんですか、画像をとるときに。

【田中委員】 それもいろいろありまして、私ども、今、関西館に入れているんですけれども、いわゆるページめくり装置、ページを自動的にめくりながら撮影するという機械もあるんですけれども、人が手でめくったほうがはるかに効率がいいので……。

【千野委員】 手でめくっているんですか。

【田中委員】 ええ。機械でやるというのは、例えばJ S Tさんがジャーナルアーカイブの運用のためにもう入れていらっしゃるし、私どもも入れているんですが、ページを真空で吸いつけてめくりながら撮影をカシャカシャととっていく機械はあります。ただ、基本的に手でめくる形です。

【千野委員】 何かフリーター、ニート対策にもなりそうですね。120億分めくるの

って。

【中島議長】 120億……。

【千野委員】 ああ、すごいなと思って。1.2トンですよ。

【糸賀副議長】 そうすると、今の話だと、いわゆるテキストサーチというのはできないんですか。

【田中委員】 できないんです。かわりに、例えば雑誌ですと、雑誌索引のあるものは雑誌索引をインデックスとして使って、それが無いものは、ページとタイトルぐらゐは個別に入力作業をします。雑誌や本も、小見出しまでは目次入力をして、今の近代デジタルライブラリーはそうなんです、アクセスポイントは、従来の目録よりは多少中身の構造に入ったところまで入力して手当てするんですが、本文検索は今の想定ではできない——できないというか、テキストデータをつくれないので、そういう状況になります。

【千野委員】 入力というのは、手で入れるんですか。OCRじゃなくて……。

【田中委員】 手で入れる作業です。

【中島議長】 では、続いて、今度は都立図書館のデジタル情報を活用したサービスというので、資料10ですか、説明をお願いしたいと思います。

【企画経営課長】 それでは、私どものデジタル情報を活用したサービスについてご説明させていただきます。資料10と、参考資料の5から8になりますけれども、メインは資料10になります。

まずは「オンライン・データベースの提供」です。オンラインデータベースにつきましては、今、28種類、中央図書館で利用できます。昨年度までは11種類だったんですが、大幅に増やしました。多摩図書館は27種類になっています。その種類につきましては、参考資料5のほうに、「使ってみよう！ オンラインデータベース」というチラシで、28種類のこういうものが使えるというものを載せてございます。

それから、これにつきまして、もっと使っていただきたいということで、ショートセミナーを定期的に行っているところでございます。中央図書館では今年度30回実施して、延べ321人の受講がありました。これは10月7日現在でございます。同ショートセミナーでは、オンラインデータベースのほか、関連するホームページの紹介も行っています。多摩図書館でも9月から実施しまして、これまでに3回終了してございます。中央図書館のデータのみでございますけれども、ショートセミナーの実績を書かせていただきました。今後の予定ですが、ショートセミナーについては中央図書館で38回、多摩

で14回を計画してございます。

2番目に、「都立図書館が作成・運用しているデータベース」ということですが、調査研究に役立つように、各種データベースを都立図書館ホームページにて公開してございます。どういうものかという、参考資料6と7に、運用しているデータベースということで、データベース名を書かせていただきました。この表をごらんいただければと思っております。

参考資料7につきましては、このデータベースの概略図になっています。

3番目のインターネットの環境については、パソコンを用意してインターネットを提供している——どこでもやっていますが、現在、利用者用のインターネットについては中央図書館で6台、多摩図書館で2台、提供してございます。

ページをめくっていただきまして、その利用状況を一覧表とグラフにまとめさせていただきました。その下には多摩図書館の利用状況も入れさせていただきました。

それから、無線LANによる提供ですが、中央図書館では利用エリア（席数）として56席から168席に拡大しました。これはリニューアル後でございますけれども、利便性を高めさせていただきました。多摩図書館についても24席用意してございます。

それから、図書館のシステムですが、2000年1月に稼働いたしまして、10年経過しようとしています。古いという状況でございますが、現在、新システムの更新に向けて準備中でございます。

5番目に、貴重資料の電子化ということで、私ども、貴重資料のデータベース化を行っていますが、特別文庫室所蔵の浮世絵と江戸城の建築関連資料を中心に、約1万1,000件をデータベース化して画像を公開しているところでございます。それについては、参考資料8でございます。

あと、「特別コレクション」というのがございまして、3カ月に1回、中央図書館の特別文庫室と多摩図書館の児童青少年係所蔵の貴重書を画像で紹介しています。これまでに34回紹介してございます。紹介した点数ですが、特別文庫室所蔵については250点、多摩の児童青少年係所蔵については90点を公開してございます。

それから、「東京都立中央図書館所蔵絵葉書に見る名所・博覧会」ということで、都立中央図書館が所蔵する絵はがきのうち、明治40年から昭和7年ごろに発行された東京の名所とか博覧会に関するもの1,500点を画像で紹介してございます。

それからもう一つ、「江戸・東京デジタルコンテンツ作成事業」というのを新しく立ち上

げまして、現在、外部委員を入れた委員会を立ち上げて検討しているところでございます。

それから、「DAISY (デイジー)」ということで、もうご存じかと思えますけれども、DAISYというのは、Digital Accessible Information Systemの略ですけれども、デジタル録音図書の国際標準規格で、しおりを挟んだり、目次から読みたい章や節、任意のページに飛ぶことができ、障がいがあるなしにかかわらず、誰にでも使うことができるシステムということで、中央図書館では、旧来の録音ツール（オープンテープマスター、カセットテープ）をDAISYに変換して作業を進めています。現在、DAISYの資料は914を所蔵しています。これは中央図書館のみの数でございます。

とりあえず、現状報告というところで押さえていただければと思います。

【中島議長】 都立図書館のデジタル情報を活用したサービスについて説明ありましたが、何かご質問ございますか。よろしゅうございますか。

それでは、多くのご意見をいただいてまいりましたが、本日の式次第の部分は一応終わったと思います。

最後に、多摩の行政資料についてご説明があるようですので、説明をお願いしたいと思います。

【企画経営課長】 それでは、資料を配付させていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。実は今、私どもの図書館の資料を再活用について、いろいろとインターネット上で話題になってございます。委員の先生方にもお知らせして、ご意見いただきたいと思っています。インターネットでの情報は誤解もあるようですので、事実経過から状況等をご説明させていただきたいと思います。

まず、再活用の経過等ですが、平成14年の図書館改革がありまして、そのときに、将来に向かって貴重な資料を多く都民の皆様に提供していくために、1点収集を決めております。そこで、1点収集にのっとりまして、都立図書館で供する資料の1冊の保管を確保した上で、複本といいますか、重複したものを他機関で活用していただくということを行っております。

今年度の再活用につきましては、今月の10月9日に、区市町村立図書館さん、それから、ほかの図書館さんにも、通知させていただきました。引き取りたいということを目下まで申し込んでいただく予定で、実際の抜き取りについては、お申し込みいただいて、その翌週の26日からにさせていただきます。ただ、市町村立図書館さんについては、前からのご依頼で、市町村の資料については自分たちで持ちたいというご意見もあったも

のですから、優先順位を決めて抜き取っていただく段取りを進めておりました。1番目に市町村図書館——これは島しょも含んでおりますが、2番目に区立図書館、3番目に国立国会図書館、4番目に都立学校、5番目に、東京資料サーチ参加館——連携した加盟館がございまして、資料にあるように、都議会図書館さん、江戸東京博物館図書室、特別区自治情報・交流センター等に、この優先順位でご希望をお聞きしたいというふうに通知申し上げます。

10月9日にその通知を申し上げた後、実は多摩地域の館長さんたちから、2週間ではちょっと短いですねというご意見やご要望がありまして、14日に市町村立図書館長協議会の幹事会がございましたので、そこで私どもの状況等とか、ご説明させていただきました。今、インターネット上に出ている冊数の情報について、ばらばら出てしまっているんですけども、その市町村立図書館長協議会の幹事会でお知らせした再活用の対象について、この場でもご説明させていただきますと、多摩地域資料の年鑑及び図書について、7万5,276冊、雑誌が1万8,294冊、748タイトルです。それから、図書館関係資料として3,196冊です。このうち、アの図書及び年鑑の内訳ですが、多摩地域資料と一括で書いてしまったのが、ご説明が足りなかったと思っているのですが、約33%の2万4,600冊が多摩地域資料です。それから、東京都の資料もそこに一括で入ってまして、大体48%、3万6,100冊が、東京都が発行した資料になります。それから、特別区の資料が、19%、約1万4,500冊がその中に入っています。

雑誌とか図書館資料についても同じような割合で入っているとご理解いただければと思いますが、この中身ですけれども、年鑑とか統計、それから図書については、区市町村で発行されたものも入っております。それから、雑誌といいますと、一概に雑誌といっても、公共図書館でつくったものというご理解でいいと思います。図書館の館報とか、そういうお便りが主なものでございます。

そういうことをご説明し、また、もう少し猶予が欲しいという話がございましたので、多摩の地域資料につきましては、申し込みと抜き取りの期限を来年の1月末までにいたしますということで説明させていただきました。それで、他の図書館から多摩の地域資料のご要望があれば、大変申し訳ないですけども、1月末まで保留ですとご説明いたしますということもお話しさせていただいたところでございます。

次に2枚目をご覧くださいませでしょうか。資料収集の考え方ですが、東京都立図書館では資料の収集方針を定めております。一般方針としては、「図書は、原則として1点収集

とする」と。それから、東京資料につきましては、「東京に関する調査研究に資する資料を幅広く収集する」ということと、「特に東京都の行政資料につきましては、積極的に配布依頼を行って、網羅的に収集する。必要に応じて複数収集する」という方針を立ててございます。

東京資料というのはどういうものかという、次の2点で、東京都行政資料、都の発行、編集したもの。それから、地域資料ということで、都内区市町村の発行、編集及び民間発行のものを指してございます。こういったところで、収集方針を立てて収集しているところでございます。

平成14年の1月——平成13年度ですかね、実はこの方針を決めていくときに、具体的に図書館の改革というのがあったんですが、そのときの第21期の図書館協議会にも、こういう方針で行いますということ、そのとき教育委員会の報告事項でもあり、あり方の検討会の報告もありましたことで、協議会にも説明させていただきました。

東京都の状況では以上でございます。いろいろなご意見をいただければと思っております。

【中島議長】 今、資料の再活用ということで、今月に入ってからいろいろな動きについて説明がございましたが、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

【岡本委員】 要するに、私が勝手に火をつけてしまったような問題ですけれども、私が把握している状況を簡単にご説明しますと、先週の10月16日ですか、江戸東京博物館であった保存関係のセミナーで、NPO法人共同保存・多摩の理事を務められている齊藤誠一先生が、この問題について発言された。それを聞いていたゆうき図書館の笹沼さんという方が、ご自分のブログで、ゆゆしき問題ではないかという問題提起をされた。私もそれを目にとめ、その時点で伝えられた申し込み期限がまさにこの協議会の開催日の翌日だったので、ちょうどいいので協議会で聞いてみますという発言を、私自身もインターネット上でしています。

それから、その後いろいろ私のところにもお寄せいただいた情報で、ある種の行き違いかなという感じは受けています。ただ、ちょっと私、気になっていることがいくつかあって、今、収集方針のお話がありましたけれども、今回の件を通して改めて一つ感じたのが、ものすごいちゃぶ台返しですが、原則1点収集について、特に地域資料はそれでいいのかということ、よくよく考えなくてはいけないことではないかと思いました。

これはなぜかといいますと、そもそも特に地域資料、これは中身がさまざまだというお

話がありますけれども、基本流通数が少なく、中古市場での再収集が非常に難しい資料であることを考えると、これはむしろ都立図書館の方々のほうがよくお感じになられていることだと思えますけれども、1点保存というのは本当はナンセンスではないかと改めて感じました。特に東京のように、数十年以内に大規模な震災があるとされているところで、過去に東京を襲った関東大震災のときにも図書館の資料というのはかなり失われていますが、1点保存という体制が本当にいいのかというのは、やはり考えなくてはいけないことかなというのが一つ思ったところです。

2番目、これは猶予期間をつくっていただけたということですが、やはり通知から引き取り希望の名乗り出まで2週間というのは、これは笹沼さんという現場にいらっしゃる方が一番問題視されていたんですけれども、ちょっと行政的に2週間で対応って、普通それは無理だろうという声が出ていました。これは結局、都議の方から教育庁にもさらに確認の質問をしていただいた方がいらっしゃって、その都議の方が教育庁からいただいた回答を回覧しています。大体、通常業務フローが2週間ぐらいになっていますということでしたけれども、私、民間企業にいた感覚からしても、民間企業でも2週間で決裁はまずできなかならうと思うと、公共図書館で本当にそういうフローでうまく回ったのか、ちょっと疑問ではあるなと思いました。ですから、ここは実際、多摩地域の図書館の方々から声も上がったということですが、今後の運用方法も考え直していただければと思います。

3番目、私自身、ある程度の廃棄が出るのは、正直、資料収集の観点上やむを得ない部分はあるとは思っています。ただ、どのような廃棄方法を予定しているのかというあたりも、ぜひ教えていただきたいと思っています。出版社でよくやるような、断裁という形、完全にごみとして扱ってしまうのかどうかというのと、これは除籍の処分等々もあるので、都の資産として今どういう状態にあるのかという問題もございしますが、もはや引き取り手がなくなってしまう資料という状態にどうしても置かれてしまうものは出てきます。それらについて、それこそ市民に放出してしまうとか、これは思いつきですが、ちょうど月末に神田の古本まつりとかがあるので、そういうところで一斉売却してしまうとか、もう少しうまい対策がないかなという気はいたしました。

今回、Twitterという最近非常に利用者が多い、いわゆるマイクロブログというサービスで、今回の都立図書館の方針と対策が話題になっているんですけれども、非常に多くの、図書館業界とは全く関係ない方々が、これでいいんだろうかという声を出してくださって

います。そういう意味では、非常に幅広い、現利用者ではなくても図書館を非常に愛してくれている、資料の価値というものを非常に重視してくださる方々がこれだけいらっしゃるんだなというのを改めて感じたので、むしろ、都の税金の使い方のあり方としてとか、都のもっと上のほうの偉い人の方針によってこういうふうになっているということを実態として市民の方々に伝えて、都民ないしは都にかかわりがある市民の方々に、今の都立図書館の現状を理解していただくきっかけにしていくとよいのではないかという気がいたしました。

大体、私として気になったのはその辺です。

ただ、一番個人的には、2週間というものの妥当性は、ぜひ今後の運用を考えてほしいのと、1番目に関しては、東京都立図書館だけを問題にしても始まらないと正直思っていますし、都立図書館悪玉論になっても意味がないと思うんです。これは、図書館業界全体での保存のあり方の話になるんですけども、今日の冒頭の話ではないですが、こういうところで都立図書館が議論をリードしていただけると、公共図書館の世界における都立図書館のステータスとかプレゼンスというのも大いに高まるのではないかと考えます。

すみません、長くなりましたが、以上です。

【企画経営課長】 先ほどのテーマのデジタル化時代の都立図書館像では、デジタル化になってくると、本の保存方法といろいろ絡んでくるので、こういうテーマも含んでいただきたいという気持ちもあります。今後とも、いろいろな角度からご意見いただければと思っております。

【岡本委員】 あと1つだけ確認させていただいてよろしいですか。

最初の1枚目の資料のほうですけども、10月14日の市町村立図書館長協議会幹事会で状況説明というのは、幹事会ということは、すべての市区町村立図書館がここに来ていたわけではないということですね。

【企画経営課長】 そうです。もう一つ、幹事会から流すと、市町村の図書館には全部回るシステムになっています。それから、行ったときに状況がわかったんですが、来週の28日に全体会があると聞きましたので、今、いろいろ混乱している状況もあるので、先方からも要請があったんですが、私どもがもう一回お邪魔させていただいて、状況等々を説明しに行く予定になっています。

【岡本委員】 なるほど、わかりました。ありがとうございます。

【中島議長】 どうぞ。

【糸賀副議長】 今のことで、結局、問題になっている資料というのは、多摩地域の市町村が出している行政資料あるいは図書館関係資料、図書館報だったりするものですよね。

【企画経営課長】 要望は、多摩地域の館長様はそうですね。市町村のもですね。

【糸賀副議長】 問題はそうですね。例えば、さっき岡本さんが1点収集のあり方を問題にされましたが、東京都自身が出している資料についても、やっぱり1点なんですか。

【企画経営課長】 先ほど2枚目でご説明したように、必要に応じて複数収集するということになります。

【糸賀副議長】 東京資料に当たりますからね。つまり、さっき私が言ったように、東京都って広域自治体なんです。だから、東京都内にある市区町村の資料まで持っている結果、こういう問題がどうしても出てくるんです。いわゆる中間自治体といいますか、これから国全体でもこの都道府県のあり方を見直すと、道州制になるかどうかわかりませんが、これでも、その問題はいつも出てくると思います。だから、東京都の資料は2部でも3部でも持っているはずだし、ただ、東京都の中にある市区町村の資料を何部まで持つのか。当該自治体は当然持っているわけですよ。その資料は、例えば三鷹市なら三鷹市の図書館が持つべきで——東京都が持つてはいけないわけじゃないですけども、その役割分担ということで、東京都は1点収集というのはやむを得ないかなとは思いますが。

それから、もう一つは、今の10月14日の市町村立図書館長協議会云々もありますが、結局、東京都と市区町村の図書館の間のコミュニケーションはどういうふうに行われているんだろうかということについては、速やかにちゃんとメール等でお知らせすべきだし、私も2週間の期間はあまりにも短いと思いますが、その日常的なコミュニケーションが一体どうなっているのかとは思いますが。これは東京都と、図書館に限らず市区町村との情報交換、連絡、コミュニケーションという問題はあるだろうと思います。

それから3番目に、結局これは、保存スペース、収蔵スペースが限られてしまっていることから生じる問題だと思います。収蔵スペースが十分あれば、こういう問題は何とか対応できると思いますが、東京都民、一都民として気になるのは、オリンピックは東京ではやらないことになりました。それにかけているお金というのもそれなりにあったはずなんですけど、例えばこういうところに回してもらおうという発想は、当然、都民は持っているわけですよ。ほかにもいろいろ生活基盤の問題もあるし、文化とかスポーツという意味で言えば、オリンピックというカテゴリーと、こういう文化保存、東京都の文化的資産をいかに伝えていくかというのは、私はつながると思います。今後の東京都の文化、スポーツ振

興行政というところでぜひお考えいただきたいと思います。

以上です。

【中島議長】 はい、ありがとうございます。

では、よろしゅうございますか。

【岡本委員】 しつこいようですけれども、これほど多くの人たちがこういう問題に関心を持つというのは、私はかなり驚いたんです。多分、私が書き込んだのを見た人間というのは数万人単位まで広がっているんで、ほとんどの人は図書館とは全く関係ない方々ですから、その人たちをいかに都立図書館の味方につけていくか、支持者に変えていくかという問題自体は、ある意味対処しやすい、対処していけることだと思います。これをきっかけにして、都立図書館の潜在的な支持者から積極的な支持者に変えていくことができると、災い転じて福となすというような形になれば、一番いいんじゃないかなと思います。

都立の方々にはいろいろご迷惑をおかけしているかと思いますが、お願いします。

【中央図書館長】 確かにそういう視点で考えていきたいし、非常に多くの方が図書館のあり方について関心を持たれている証左だと思います。

私どもが思っていたことと、区市町村の方々がとらえたのと意思疎通が不十分だった点は確かにあると思います。私ども、当然ご理解いただいていると思っていたことが、意外とそうでない部分がありましたので、このコミュニケーションのあり方といいますか、それはやっぱり工夫が必要だろうと思っています。

資料の収集方針について、原則として1点収集というのは、かつていろいろな議論があって決まったことですが、現時点ではこれは非常に重要な、基本的な視点だと思っています。果たして地域資料というのを例外としてとらえるべきかどうかということだろうと思いますが、この点については、ご意見があれば、私ども、聞く耳は当然持っていますので、いろいろな方から1月末までの間にお話を伺いたいと思っております。現在の方針はこうだということも、また各方面にご説明をしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

【中島議長】 それでは、多くのご意見をいただいてまいりましたけれども、お約束の時間を超過しておりますので、今日はここで終わりたいと思います。次回以降も引き続きご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

では、司会を事務局のほうへ返します。

【企画経営課長】 では、中島議長をはじめ、委員の皆様、本日は長時間ありがとうございます。

ございました。

以上をもちまして、本日の協議会を終了させていただきます。なお、次回の会議の日程でございますけれども、来年1月中旬ごろ開催させていただきたいと思っております。机上に日程調整表をお配りしております。わかる範囲でご都合をお書きいただいて、お帰りの際、担当にお渡しいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

午後6時閉会